



市 章

名護市公報

第502号

発 行 令和 7年 9月16日

発行所 名護市
総務部総務課

— 告 示 —

- 名護市告示第137号(地域力推進課)
地縁による団体の告示事項の変更告示について(名護市山田区)
- 名護市告示第138号(国民健康保険課)
執行停止通知書の公示送達について
- 名護市告示第138-2号(国民健康保険課)
令和7年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について
- 名護市告示第139号(保育・幼稚園課)
名護市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第140号(久志支所)
名護市二見以北10区地域活性化基本計画推進会議設置要綱の告示について
- 名護市告示第141号(建築住宅課)
名護市空家等管理活用指定法人の指定等に関する事務取扱要綱の告示について
- 名護市告示第142号(総務課)
令和7年第220回名護市議会定例会の招集告示について
- 名護市告示第143号(建設土木課)
市道路線の区域の変更について(告示)
- 名護市告示第144号(市民課)
住所異動催告及び催告期限経過後(令和7年9月8日)住民票消除の告示について
- 名護市告示第145号(子育て支援課)
名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付要綱の公表について
- 名護市告示第146号(観光課)
名護市宿泊税導入検討懇話会設置要綱の制定について

— 公 告 —

- 名護市公告第61号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について

((名護漁港製氷冷蔵・荷捌施設機械設備改築工事)

- 名護市公告第63号(農林水産課)
松くい虫駆除及び防除命令の掲示について
- 名護市公告第64号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(みらい3号館改修機械設備工事)
- 名護市公告第65号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(みらい3号館改修建築工事)
- 名護市公告第66号(税務課)
公売決議、公売公告の掲示及び公売通知書の発送について
- 名護市公告第67号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(宮里大南線(宮里区間)道路改良工事(その2))
- 名護市公告第68号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(三原福地線道路改良工事(その4))
- 名護市公告第69号(総務課)
名護市公募型指名競争入札について(みらい3号館改修電気設備工事)
- 名護市公告第70号(農業政策課)
農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る公告及び通知の送付について【真喜屋】
- 名護市公告第71号(農業政策課)
農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る公告及び通知の送付について【瀬嵩】
- 名護市公告第72号(総務課)
名護市公募型指名競争入札について(21世紀の森公園テニスコートナイター照明施設改修工事(その1))
- 名護市公告第73号(工事契約検査課)

名護市公募型指名競争入札について
(指導数久田15号線道路改良工事(その2))
て

- 名護市公告第74号(環境対策課)
令和6年度名護市新設廃棄物処理施設整備
事業に係る事後調査報告書の公告・縦覧に
ついて
- 名護市公告第75号(総務課)
名護市公募型指名競争入札について
(辺野古地区市道整備工事(R7))

名護市告示第137号

平成6年3月15日付け名護市告示第19号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市山田区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和7年8月12日

名護市長 渡具知 武豊



記

1 告示した事項のうち変更のあった事項
代表者に関する事項

2 その内容

令和7年8月1日より、代表者を名護市字振慶名275番地、具志頭 孝也とする。

公 示 送 達 書

下記書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和7年8月14日

名護市長 渡具知 武豊



納 税 通 知 書 番 号	書 類 の 名 称	税 目	納 税 義 務 者
943436	執行停止通知書	国民健康保険税	座喜味 佳也
875660	執行停止通知書	国民健康保険税	中村 龍二
108383	執行停止通知書	国民健康保険税	中村 學
807222	執行停止通知書	国民健康保険税	太田 守勝
574929	執行停止通知書	国民健康保険税	金城 司

名護市告示第 138-2号

公 示 送 達 書

下記書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、
地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者にこれを交付する。

令和7年8月15日

名護市長 渡具知 武豊



計5名

送達すべき書類			送達を受けるべき者の氏名
名 称	年 度	期 別	
国民健康保険税 納税通知書	令和7	第2期～第8期	K I M S E O N G B I N
国民健康保険税 納税通知書	令和7	第2期～第8期	W E S E N E R C A S S I L A M O N T
国民健康保険税 納税通知書	令和7	第2期～第8期	岡 隆幸
国民健康保険税 納税通知書	令和7	第2期～第8期	與那嶺 保
国民健康保険税 納税通知書	令和7	第2期～第8期	比嘉 保子

(地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。)

名護市告示第139号

名護市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年8月18日

名護市長 渡具知 武豊



名護市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市病児保育事業実施要綱（平成17年告示第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条から第2条 省略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>新型コロナウイルス、インフルエンザ、はしか、RS、アデノウイルス、ノロウイルス、ヒトメタニューモ等の感染力が強いと診察医が認める疾患</u>については、対象外とする。</p> <p>第4条から第6条 省略</p> <p>第7条 第1項から第3項 省略</p> <p>4 <u>登録手を完了した児童の保護者が事業の利用を希望するときは、利用する最初の日に、名護市病児保育事業利用申込書（様式第4号。以下「申込書」という。）及びかかりつけ医等の医師が作成した名護市病児保育事業に係る診療情報提供書（様式第5号。以下「診療情報提供書」という。）又は診療情報提供書と同様の情報が記載された医療機関で使用する様式を実施施設に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、診療情報提供書の提出を省略できるものとする。</u></p> <p><u>(1) 実施施設が医療機関内に設置されている場合</u></p> <p><u>(2) 実施施設で症状が確認できる場合</u></p> <p>第8条から第10条 省略</p>	<p>第1条から第2条 省略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 インフルエンザ、はしか、RS、アデノウイルス、ノロウイルス等の感染力が強いと診察医が認める疾患については、対象外とする。</p> <p>第4条から第6条 省略</p> <p>第7条 第1項から第3項 省略</p> <p>4 登録手を完了した児童の保護者が事業の利用を希望するときは、名護市病児保育事業利用申込書（様式第4号。以下「申込書」という。）を実施施設に提出しなければならない。</p> <p>第8条から第10条 省略</p>

様式第1号(第7条関係)

様式第1号(第7条関係)

登録番号

名護市病児保育事業登録申請書

平成 年 月 日

名護市長 殿

〒905-

申請者住所:名護市

(署名)氏名: 印

電話: 続柄:

次のとおり名護市病児保育事業を利用したいので、登録の申請をします。
 利用登録に必要な私および私の世帯員の課税状況等について、名護市職員が住民基本台帳および課税台帳を閲覧することを承諾し、又は、官公署に調査を囑託することに同意します。
 また、当該事業の実施施設へ登録者情報(登録申請書および利用料等)を提供することに同意します。

お子さんの名前	ふりがな	男・女	生年月日	平成 年 月 日
	氏名			
	愛称		(年齢)	(歳 か月)
保育所または学校の名称		電話番号 ()		
世帯の状況	氏名	児童との続柄	勤務先または学校名等	電話
				自宅又は無職 勤続先等
				自宅又は無職 勤続先等
				自宅又は無職 勤続先等
				自宅又は無職 勤続先等
				自宅又は無職 勤続先等
				自宅又は無職 勤続先等
				自宅又は無職 勤続先等
緊急時連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ ※申請者と異なる場合は右欄に記入		電話:	児童との関係:
健康保険証	記号	番号		
かかりつけの病院名			電話	
			電話	

※※ 裏面でお子さんの状態についてお聞きしていますので、裏面もご記入ください ※※

様式第1号(第7条関係)

様式第1号(第7条関係)

登録番号

名護市病児保育事業登録申請書

平成 年 月 日

名護市長 殿

〒905-

申請者住所:名護市

(署名)氏名: 印

電話: 続柄:

次のとおり名護市病児保育事業を利用したいので、登録の申請をします。
 利用登録に必要な私および私の世帯員の課税状況等について、名護市職員が住民基本台帳および課税台帳を閲覧することを承諾し、又は、官公署に調査を囑託することに同意します。
 また、当該事業の実施施設へ登録者情報(登録申請書および利用料等)を提供することに同意します。

お子さんの名前	ふりがな	男・女	生年月日	平成 年 月 日
	氏名			
	愛称		(年齢)	(歳 か月)
保育所または学校の名称		電話番号 ()		
世帯の状況	氏名	児童との続柄	勤務先または学校名等	電話
				自宅又は無職 勤続先等
				自宅又は無職 勤続先等
				自宅又は無職 勤続先等
				自宅又は無職 勤続先等
				自宅又は無職 勤続先等
				自宅又は無職 勤続先等
				自宅又は無職 勤続先等
緊急時連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ ※申請者と異なる場合は右欄に記入		電話:	児童との関係:
健康保険証	記号	番号		
かかりつけの病院名			電話	
			電話	

※※ 裏面でお子さんの状態についてお聞きしていますので、裏面もご記入ください ※※

お子さんの状態についてお聞きします。(該当するものに○をつけ、又は記入して下さい。)

生育状況	妊娠中及び出産時に何か異常がありましたか。 なし・あり ()		
	出生時の体重()g、身長()cm ・ お子さんの平熱は()℃前後		
予防接種	現在の体重()kg、身長()cm ・ お子さんの癖、好きな遊び()		
	四種混合	受けていない・受けた(I期1回 2回 3回 II期)	
	三種混合	受けていない・受けた(I期1回 2回 3回 II期)	
	ヒブ	受けていない・受けた(1回・2回・3回・追加)	
	小児用肺炎球菌	受けていない・受けた(1回・2回・3回・追加)	B型肝炎 受けていない・受けた
	B C G	受けていない・受けた	生ポリオ 受けていない・受けた
	はしか	受けていない・受けた	MR (麻疹風しん) 受けていない・受けた
	水ぼうそう	受けていない・受けた	おたふくかぜ 受けていない・受けた
	日本脳炎	受けていない・受けた(1回・2回)	その他 ()
	これまでに かかった 主な感染症	1 突発性発疹 2 はしか 3 麻疹 4 風しん 5 水ぼうそう 6 おたふくかぜ 7 手足口病 8 りんご病 9 百日咳 10 咽頭結核炎 11 ヘルペシギーナ 12 結核 13 肝炎()型(キャリアでない・ある) 14 その他()	
これまでに かかった 主な病気等	熱性けいれん	初回()歳 以後()回反復 最終()年()月	
	喘息様気管支炎	内服薬を継続的に飲んで()いない・いる 薬の名前 () 自宅で吸入療法をして()いない・いる 薬の名前 ()	
	その他の病気等 (具体的に)		
	入院したことがありますか	ない・ある 病名() 歳 か月 病名() 歳 か月	
常時内服している薬について	喘息・アレルギー性皮膚炎・抗がん剤等で、常時内服している薬がある場合、薬の内容や内服時間などについて具体的に教えてください。		
アレルギー	アレルギーのあるお子さんは、品目とアレルギー反応を起こしたときの状態について、具体的に教えてください。		
日頃の食飲	旺盛・普通・小食	食事	一人で食べる・一人で食べるがこぼす・介助が必要
排便	すべてオムツ・トイレトレーニング中・寝るときのみオムツ・自立している		
その他	お子さんの性格、体質(薬物アレルギー等)やぐせなど(配膳してほしい)がありましたら具体的に教えてください。		

お子さんの状態についてお聞きします。(該当するものに○をつけ、又は記入して下さい。)

生育状況	妊娠中及び出産時に何か異常がありましたか。 なし・あり ()		
	出生時の体重()g、身長()cm ・ お子さんの平熱は()℃前後		
予防接種	現在の体重()kg、身長()cm ・ お子さんの癖、好きな遊び()		
	四種混合	受けていない・受けた(I期1回 2回 3回 II期)	
	三種混合	受けていない・受けた(I期1回 2回 3回 II期)	
	ヒブ	受けていない・受けた(1回・2回・3回・追加)	
	小児用肺炎球菌	受けていない・受けた(1回・2回・3回・追加)	B型肝炎 受けていない・受けた
	B C G	受けていない・受けた	生ポリオ 受けていない・受けた
	はしか	受けていない・受けた	MR (麻疹風しん) 受けていない・受けた
	水ぼうそう	受けていない・受けた	おたふくかぜ 受けていない・受けた
	日本脳炎	受けていない・受けた(1回・2回)	その他 ()
	これまでに かかった 主な感染症	1 突発性発疹 2 はしか 3 麻疹 4 風しん 5 水ぼうそう 6 おたふくかぜ 7 手足口病 8 りんご病 9 百日咳 10 咽頭結核炎 11 ヘルペシギーナ 12 結核 13 肝炎()型(キャリアでない・ある) 14 その他()	
これまでに かかった 主な病気等	熱性けいれん	初回()歳 以後()回反復 最終()年()月	
	喘息様気管支炎	内服薬を継続的に飲んで()いない・いる 薬の名前 () 自宅で吸入療法をして()いない・いる 薬の名前 ()	
	その他の病気等 (具体的に)		
	入院したことがありますか	ない・ある 病名() 歳 か月 病名() 歳 か月	
常時内服している薬について	喘息・アレルギー性皮膚炎・抗がん剤等で、常時内服している薬がある場合、薬の内容や内服時間などについて具体的に教えてください。		
アレルギー	アレルギーのあるお子さんは、品目とアレルギー反応を起こしたときの状態について、具体的に教えてください。		
日頃の食飲	旺盛・普通・小食	食事	一人で食べる・一人で食べるがこぼす・介助が必要
排便	すべてオムツ・トイレトレーニング中・寝るときのみオムツ・自立している		
その他	お子さんの性格、体質(薬物アレルギー等)やぐせなど(配膳してほしい)がありましたら具体的に教えてください。		

様式第4号 (第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

登録番号	①	—	②	—
				年 月 日

名護市長 殿

申請者 住所:名護市
(保護者) 氏名:

名護市病児保育事業利用申込書

名護市病児保育事業を利用したいので、(必要がある場合は主治医の診療情報提供書を添えて)次のとおり申し込みします。

なお、利用期間中は実施施設の長の指示に従い、児童の体調の変化により実施困難と判断された場合は病児保育の中止、または必要に応じて医療機関において医療を施されることに同意します。

※病児保育中止と判断された際は、利用途中でもお迎えをお願いする場合があります。

※新型コロナウイルス・インフルエンザ・はしか・RS・アデノウイルス・ノロウイルス・ヒトメタニューモ等の感染力が強いと診察医が認める疾患については、病児保育事業の対象外となります。

利用施設	1 育ちのクリニック 病児保育ばんび	2 アイビス名護保育園
児 童①	ふりがな 氏 名	男・女 生年月日 (年齢) 年 月 日 (歳)
	保育所・ 学校名	(電話)
※お子さんの病状等に該当する項目について、下記に○をつけ、または記入してください。		
1 風邪、消化不良症等の疾患 2 水ぼうそう、おたふくかぜ等の伝染性疾患		
3 喘息等の慢性疾患 4 やけど等の外傷性疾患		
5 その他診察医が入室可能と認める疾患 ()		
児 童②	ふりがな 氏 名	男・女 生年月日 (年齢) 年 月 日 (歳)
	保育所・ 学校名	(電話)
※お子さんの病状等に該当する項目について、下記に○をつけ、または記入してください。		
1 風邪、消化不良症等の疾患 2 水ぼうそう、おたふくかぜ等の伝染性疾患		
3 喘息等の慢性疾患 4 やけど等の外傷性疾患		
5 その他診察医が入室可能と認める疾患 ()		
緊急連絡先	続柄:	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
利用の理由 (お子さんを 家庭で看護 できない理由)	1 保護者の勤務の都合 2 傷病 3 事故 4 出産 5 冠婚葬祭 6 災害 7 出張 8 学校等への公的行事 9 その他社会的にやむを得ない事由 ()	

様式第4号 (第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

登録番号	—
	年 月 日

名護市長 殿

申請者 住所:名護市

(保護者) 氏名: 印
電話:

名護市病児保育事業利用申込書

名護市病児保育事業を利用したいので、(必要がある場合は主治医の診療情報提供書を添えて)次のとおり申し込みします。

なお、利用期間中は実施施設の長の指示に従い、児童の体調の変化により実施困難と判断された場合は病児保育の中止、または必要に応じて医療機関において医療を施されることに同意します。

※病児保育中止と判断された際は、利用途中でもお迎えをお願いする場合があります。

児 童	ふりがな 氏 名	男・女 (年齢)	生年月日 (歳)	年 月 日
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間			
保育所・ 学校名	(電話)	緊急 連絡先	TEL:	続柄:
利用の理由 (お子さんを 家庭で看護 できない理由)	1 保護者の勤務の都合 2 傷病 3 事故 4 出産 5 冠婚葬祭 6 災害 7 出張 8 学校等への公的行事 9 その他社会的にやむを得ない事由 ()			
※お子さんの今回の病状について、該当するものすべてに○をつけ、または記入してください。				
主 な 症 状	発熱(℃)	発疹	せき	のどの痛み
	下痢	嘔吐	頭痛	けいれん
その他()				
経過(いつからこの症状が始まりましたか、お書き下さい。)				
診療日	年 月 日			
主治医名	電話			
病 名				
投 薬 は	受けている・受けていない ※施設で薬の服用を希望する場合は、一回分ずつに分けた上で、名前を書き、処方内容や服薬間隔 等が確認できるものや薬の袋を必ずお持ち下さい。(ただし、医師から処方された薬に限ります。)			
昨日から今朝にかけての症状について、詳しくお書き下さい。				
昨日から今朝にかけて解熱剤を使用しましたか。 使用していない・使用した 使用した薬の名前は 内服薬()・座薬()、量 ()				
食事の状況(離乳の状況・食事制限・アレルギーのための除去食等)、体質やくせなど心配なことを、配慮してほしいこと(薬物アレルギー・既往歴等)がありましたら、お書き下さい。				

様式第5号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)

名護市病児保育事業診療情報提供書

(提出先) 名護市

年 月 日

医療機関

住所

電話

担当医師名

印

病児保育事業の利用について、次のとおり情報提供します。

【保護者記入欄】

児童氏名		性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日	(満 歳)	
児童住所	名護市		
保護者氏名			

【医療機関記入欄】

病名・症状名 (該当する病名・症状に○印をおつけください。)	1 感冒・感冒様症状群	9 中耳炎・外耳炎	17 麻疹
	2 咽頭炎	10 結膜炎 (流行性を含む)	18 インフルエンザ
	3 扁桃腺炎	11 細菌菌感染症	19 水痘
	4 気管支炎	12 伝染性膿痂疹 (とびひ)	20 百日咳
	5 喘息・喘息性気管支炎	13 突発性発疹	21 風疹
	6 消化不良症	14 手足口病	22 咽頭結膜熱 (プール熱)
	7 感冒性嘔吐症	15 伝染性紅斑 (りんご病)	23 その他 ()
	8 自家中毒症	16 流行性耳下腺炎	
	【病名不明の時】		
	24 発熱	26 嘔吐	28 喘鳴
	25 下痢	27 咳嗽	29 発疹
			30 その他 ()
診療形態	1 外来 2 往診 3 入院 (年 月 日 ~ 年 月 日)		
治療経過及び 症状経過			
食事 (昼食) (○印で記入)	・ミルク ・牛乳のみ ・離乳食 ・幼児食 ・下痢食 ・アレルギー食 (除去内容:)		
安静度 (○印で記入)	1 ベッド上安静 2 室内安静 3 室内保育 4 隔離を要する 5 その他 ()		
処方内容 その他注意事項			
病児保育利用必要期間	月 日 ~ 月 日		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年8月1日から適用する。

名護市告示第140号

名護市二見以北10区地域活性化基本計画推進会議設置要綱を次のように定める。

令和7年 8月 19日

名護市長 渡具知 武豊



名護市二見以北10区地域活性化基本計画推進会議設置要綱 ～別紙

名護市二見以北10区地域活性化基本計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 令和7年3月に策定した名護市二見以北10区地域活性化基本計画（以下「基本計画」という。）の実現に向けて、地域の有識者等から必要な意見を聴取するため、名護市二見以北10区地域活性化推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本計画の取り組みに係る進捗・評価・検証に関すること
- (2) 基本計画の推進に向けた調査・研究に関すること
- (3) 二見以北10区地域住民を対象としたワークショップ等の実施に関すること
- (4) 基本計画の実現に向けた施策の検討
- (5) その他基本計画の推進に関すること

(会議の構成員)

第3条 会議の構成員（以下「構成員」という。）は、15人以内で組織し、次に掲げる者にうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 名護市二見以北振興会会員（二見区長・大川区長・大浦区長・瀬嵩区長・汀間区長・三原区長・安部区長・嘉陽区長・底仁屋区長・天仁屋区長）
- (2) その他市長が必要と認める者

(座長及び副座長)

第4条 会議の座長は二見以北振興会長をもって充て、副座長は二見以北振興会副会長及び二見以北振興会書記をもって充てる。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定した副座長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、座長の招集により、年4回程度開催する。

- 2 会議は、座長が招集し、座長が議長となる。
- 3 会議は、その構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 構成員は、やむを得ず会議に出席できない場合、代理の者を出席させることができる。
- 5 会議は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(秘密の保持)

第5条 構成員及び会議に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、名護市地域経済部において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

このは、令和7年8月19日から施行する。

名護市告示 141 号

名護市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和 7 年 8 月 26 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 ～別紙

名護市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 名護市においてこれまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 国税及び地方税（以下「国税等」という。）の滞納がないことを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第8条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - オ 暴力団員等
- (5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(8) 申請者に国税等の滞納がないこと。

(9) その他、市長が別に定める基準に適合するものであること。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、延長又は短縮することができる。

3 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、空家等管理活用支援法人指定書（様式第2号）により、指定をしない場合は空家等管理活用支援法人不指定書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、法第23条第2項に基づき当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、法第23条第4項に基づき当該届出に係る事項を公示するものとする。

（業務の廃止）

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なく、その事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の事業報告書の内容について説明させ、又は追加資料の提出を求めることができる。

（改善命令）

第7条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第8条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定を取消したときは、法第25条第4項に基づきその旨を公示するものとする。

3 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第6号）により当該支援法人に通知するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月26日から施行する。

空家等管理活用支援法人指定申請書

年 月 日

名護市長 殿

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款の写し
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- 9 国税及び地方税の滞納がないことを証する書類
- 10 その他業務に関し参考となる書類

以 上

空家等管理活用支援法人指定書

第 住 建 名
年 月 日 号

法人の住所

法人の名称又は商号 様

市長護名 名

年 月 日付の申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 指定の期間：
- 6 指定にあたっての要件その他の事項：

以 上

名称等変更届出書

年 月 日

名護市長 殿

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第3項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□に✓印を記入してください。

業務変更届出書

年 月 日

名護市長 殿

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

名護市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

業務廃止届出書

年 月 日

名護市長 殿

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、名護市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

指定取消書

名建住第 号
年 月 日

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名 様

名護市長 名

名護市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第8条の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取消します。

指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	

様式第7号（第3条関係）

第 住 健 名
年 月 日 号

法人の住所
法人名称又は商号 様

市長護名

年 月 日付の空家管理活用支援法人の指定等の申請書につきまして、下記の理由により不指定とします。

記

名護市告示第142号

令和7年第220回名護市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年8月28日

名護市長 渡具知 武豊



1 期 日 令和7年9月4日

2 場 所 名護市議会議事堂

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を

次のとおり変更した。

なお、関係図面は名護市役所建設部建設土木課において令和 7年 9月 2日から

令和 7年 9月17日まで一般の縦覧に供する。

令和 7年 9月 2日

名 護 市 長 渡具知



記

路線の種類	路線名	旧・新の別	区 間	敷 地 幅 員	延 長
2級	伊差川為又線	旧	名護市字伊差川大堂990-5番から 名護市字古我知長又原626-13番まで	最小幅員W=9.75m 最大幅員W=54.77m	L=1,540m
2級	伊差川為又線	新	名護市字伊差川大堂990-5番から 名護市字古我知長又原626-13番まで	最小幅員W=9.75m 最大幅員W=32.3m	L=1,540m

名護市告示第144号

名護市に住所登録している別紙の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、住民票を令和7年9月9日に消除したが、本人に通知することが困難なため、住民基本台帳法施行令第12条第4項後段の規定により告示する。

令和7年9月9日

名護市長 渡具知 武豊



住民票職権記載（消除）対象者 ～別紙

別紙

番号	氏名	生年月日	住所
1	上地 康太	平成14年 8 月30日	字饒平名430番地 1 饒平名市営住宅103号

名護市告示第 145 号

名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月10日

名護市長 渡具知 武豊



名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付要綱 ~別紙

名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親に対し、養育費の取決めに係る公正証書等の作成に要する経費について、予算の範囲内において名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、養育費の取決め事項の債務名義化を促進し、もってその継続した履行の確保を図るため、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。
- (2) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいう。
- (3) 公正証書等 公正証書（民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条第5号に規定する執行証書に限る。）、確定判決、家事調停調書、家事審判書、裁判上の和解調書等の債務名義であつて養育費の支払に係る取決め事項を記載したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象は、市内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養しているひとり親の者
- (2) 養育費の取決めに係る経費を負担した者
- (3) 公正証書等を有している者
- (4) 過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書に係る補助金又は他自治体、団体等からの給付金等を受けていない者

(補助金の交付対象)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、公正証書等の取得に要する経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）で定める公証人手数料（養育費の取決め以外の法律行為のみの手数料は除く。）
- (2) 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙に係る費用（養育費に関するものに限る。）
- (3) 戸籍謄本等の取得に要する費用（養育費に関するものに限る。）
- (4) 家庭裁判所又は公証役場への書類の提出等の手続に係る郵送費用（養育費に関するものに限る。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が負担した費用とする。ただし、5万円を上限とする。

(交付申請等)

第6条 規則第4条の規定による交付申請は、名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、必要な書類は、次のとおりとする。ただし、公簿等により確認できる場合は、書類の提出を省略することができる。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（ただし、児童扶養手当証書の写しを提出する場合は省略することができる。）
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る。）
- (4) 補助金対象経費の領収書等
- (5) 養育費の取決めが確認できる公正証書等
- (6) その他補助金の交付決定に関し市長が必要と認めるもの

2 規則第4条に規定にする「その定める時期」とは、公正証書等を作成した日から起算して6か月以内とする。

（交付決定等）

第7条 規則第7条第1項及び規則第13条第2項の規定による交付決定通知及び額の確定通知は、名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付決定通知及び額の確定通知書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第7条第2項に規定する通知は、名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金不交付決定通知書（様式第3号）とする。

（請求）

第8条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定通知及び額の確定通知を受けた者は、交付決定の通知を受けた日から10日以内に名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に請求書に記載された口座に補助金を振り込むものとする。

（申請内容の変更）

第9条 補助金の交付を受けた者が、すでに交付を受けた補助金の内容に変更があったときは、市長が別に定めるところにより、必要な手続を行わなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 規則第16条の規定による取り消しは、名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）とする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定による取消しを行った場合は、既に補助金の交付を受けた者に対し、その全部又は一部の補助金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に作成した公正証書等に係る補助対象経費について適用する。

名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付申請書

名護市長 殿

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

次のとおり、名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金について、名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付要綱第6条1項の規定により、必要書類を添えて申請します。

なお、支給決定にあたり必要な事項の確認のため、個人情報を見ることがあります。

1 交付を受けようとする補助金の額 _____ 円

2 他自治体での受給歴の有無

過去に同一の文書を対象としてこの補助金を受けたこと又は国、他の地方公共団体若しくはこれに準ずる団体からの補助を受けたことを若しくは受ける予定

ある ・ ない

3 補助対象経費

養育費を規定した公正証書等作成費用のうち、

- (1) 公証手数料令に規定する公証手数料
- (2) 家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代
- (3) 戸籍謄本等の取得に要する費用
- (4) 家庭裁判所又は公証役場への書類の提出等の手続きに係る郵送費用

4 添付書類（公簿等によって確認することができる場合は省略できる。）

- (1) 申請者及び養育している児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る。）
- (4) 補助対象経費の領収書等（申請者が負担したものに限る。）
- (5) 養育費の取り決めが確認できる公正証書等
- (6) その他補助金の交付決定に関し市長が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）

文書番号 第 号

殿

名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付決定通知及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金について、交付することを決定し、あわせてその額を確定したので、名護市養育費に係る公正証書等作成費補助金交付要綱第6条2項の規定により通知します。

年 月 日

名護市長

印

交付確定額：金 _____ 円

名護市告示第146号

名護市宿泊税導入検討懇話会設置要綱を次のように定める。

令和7年9月10日

名護市長 渡具知 武豊

名護市宿泊税導入検討懇話会設置要綱 ～別紙

名護市宿泊税導入検討懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市宿泊税導入について意見を求めるため、名護市宿泊税導入検討懇話会（以下「懇話会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 宿泊税の導入検討に関すること。
- (2) その他宿泊税の導入について必要なこと。

(組織)

第3条 懇話会の委員（以下「委員」という。）は、8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体等の者
- (3) 観光に関して優れた識見を有する者
- (4) 地域住民を代表する者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置くものとし、委員のうちから選任する。

- 2 副座長は、座長が指名する。
- 3 座長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ず会議に出席できない場合、委員の定める代理人を出席させることができる。
- 4 懇話会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。またその職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 懇話会に関する庶務は、地域経済部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会に諮った上で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

別紙（第7条関係）

名護市公告第 61 号

令和 7 年 8 月 12 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	名護漁港製氷冷蔵・荷捌施設機械設備改築工事
2	工事の種類	機械器具設置工事
3	施工場所	名護市 城 地内（名護漁港内）
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年7月20日
5	概要	製氷冷蔵機器更新工事 一式
6	入札日時	令和7年9月3日（水）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	319,841,500 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年8月19日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年8月26日（火）正午
14	質問に対する回答	令和7年8月28日（木）
15	指名通知日	令和7年8月21日（木）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：農林水産課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の機械器具設置工事に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年9月3日の入札日までの間）に本市発注の機械器具設置工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の機械器具設置工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1級建築施工管理技士、1級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士、又は技術士（機械部門）のいずれか。）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 注意事項（再度入札について）
- ⑨ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑩ 最低制限価格設定例
- ⑪ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年8月19日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年8月21日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 63 号

沖縄県知事より、令和 7 年 8 月 7 日付け沖縄県達農第 4 6 4 号にて、森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、名護市における高度公益機能森林の所有者又は管理者に対し、松くい虫の防除命令が発令されましたので公告します。

令和 7 年 8 月 15 日

名護市長 渡具知 武豊



記

- 1 命令内容 : 別紙のとおり
- 2 駆除期間 : 令和 7 年 8 月 18 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

森林所有者又は管理者 (名護市)

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項及び第2項の規定に基づき、
下記により森林病虫害等の駆除措置及び防除措置を行うことを命じます。

令和7年8月7日

沖縄県知事 玉城 康裕



記

1 区域及び期間

- (1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) 駆除期間 令和7年8月18日から令和8年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によるくん蒸、焼却(炭化を含む。)又は破砕をすること。
- (2) 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤の樹幹注入による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに

当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届けること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

松くい虫の駆除に対する御協力をお願い

松くい虫の防除対策につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、県内では、県木であるリュウキュウマツが松くい虫被害によって立ち枯れし、その被害がまん延して、森林資源の減少とともに、沖縄らしい風致景観を損なうなど、大きな社会問題となっております。

松くい虫被害は伝染性のものであり、放っておくと皆さまが所有（管理）されている松林へも被害が更に拡大し、景観や地域防災上で重要な機能を持つ松林が消失してしまうこととなります。

このため県では、公益的機能を持つ重要な松林については「高度公益機能森林（特に守るべき森林）」と位置づけ、防除の重点化を図っております。その一環として、森林病虫害等防除法に基づき、森林所有者（管理者）の皆さまに対し、所有（管理）する松が松くい虫被害を受けた場合には被害木の伐倒駆除を、また所有（管理）する松が被害を受ける恐れがある場合には薬剤の樹幹注入をしていただくよう、「防除命令」を行っております。

松くい虫の伐倒駆除を行う意向がある森林所有者（管理者）の皆さまにおかれましては、令和7年9月5日までに下記の沖縄県森林行政機関へ御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、本来、松くい虫被害木の伐倒駆除は所有者（管理者）が行うことが原則となっておりますが、被害木の伐倒駆除は個人で行うには大きな負担となることから、森林所有者（管理者）による伐倒駆除が難しい高度公益機能森林については、森林所有者（管理者）の皆さまに代わり、県が費用を全額負担し、伐倒駆除を実施することになります。つきましては、松くい虫被害木の伐倒駆除に御理解下さいますようお願いいたします。

今後とも、松くい虫の防除対策に対する御理解と御協力をお願い申し上げます。なお、このことに関し、御不明な点がございましたら、下記の沖縄県森林行政機関まで御連絡下さい。

以上、沖縄県農林水産部森林管理課からのお知らせでした。

連絡先

- | | |
|------------------------------|------------------|
| ・ 沖縄県農林水産部森林管理課 | TEL：098-866-2295 |
| ・ 沖縄県北部農林水産振興センター
森林整備保全課 | TEL：0980-52-2832 |
| ・ 沖縄県南部林業事務所 | TEL：098-941-2583 |

名護市公告第 64 号

令和 7 年 8 月 20 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	みらい3号館改修機械設備工事
2	工事の種類	管工事
3	施工場所	名護市字 豊原 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	改修機械設備工事 一式
6	入札日時	令和7年9月11日（木）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	87,780,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年9月1日（月）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年9月4日（木）正午
14	質問に対する回答	令和7年9月8日（月）
15	指名通知日	令和7年9月3日（水）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の管工事A級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和7年4月1日から令和7年9月11日の入札日までの間）に本市発注の管工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の管工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は管工事A級業者に対し令和7年7月25日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。改めて管工事A級全業者（受注中含む）を対象として再度公告する。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年9月1日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年9月3日（水）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 65 号

令和 7 年 8 月 20 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	みらい3号館改修建築工事
2	工事の種類	建築一式工事
3	施工場所	名護市字 豊原 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	改修建築工事 一式
6	入札日時	令和7年9月11日（木）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年8月27日（水）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年9月4日（木）正午
14	質問に対する回答	令和7年9月8日（月）
15	指名通知日	令和7年8月29日（金）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の建築一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和7年4月1日から令和7年9月11日の入札日までの間）に本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者(1,2級建築施工管理技士又は1,2級建築士)」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は建築一式工事A級業者に対し令和7年7月25日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。また、前回公告時より設計金額が変更になったため、改めて建築一式工事A級業者（受注中含む）を対象として再度公告する。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年8月27日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年8月29日（金）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

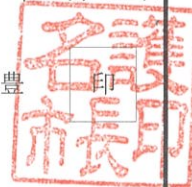


公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

名護市公告第66号

令和7年8月21日

名護市長 渡具知 武豊



国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

公売財産の種類	不動産		
公売財産、公売保証金及び見積価額	別紙1のとおり		
公 売 方 法	インターネット公売による入札（期間入札）		
公 売 日 時	入 札	令和 7 年 10 月 28 日 午 後 1 時 00 分 から	
		令和 7 年 11 月 4 日 午 後 1 時 00 分 まで	
	開 札	令和 7 年 11 月 4 日 午 後 2 時 00 分	
公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公売システム上		
開 札 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公売システム上		
売 却 決 定	日時	令和 7 年 11 月 25 日 午 前 10 時 00 分	場所 名護市役所 税務課
代金納付期限	令和 7 年 11 月 25 日 午 後 2 時 30 分		
買受人についての資格その他の要件	以下のいずれかに該当する方は、公売への参加及び財産を買い受けることができない。		
	1 国税徴収法第92条（買受人の制限）又は同法第108条第1項（公売実施の適正化のための措置）に該当する方		
	2 名護市が定めるインターネット公売ガイドライン等の内容を承諾せず、順守できない方		
	3 公売財産の買受について一定の資格、その他の要件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方		
	4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方		
	5 18歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除く。		
	6 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除く。		
	7 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。		
そ の 他	別紙2のとおり		
<u>配当を受ける者の権利の申出について</u>			
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする前日までに債権現在額申立書によりその内容を名護市税務課に申し出て下さい。なお、債権現在額申立書の用紙は名護市税務課に用意してあります。			

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告 別 紙 1

(公売財産の名称、数量、性質、所在、公売財産上の貸借権等の権利の内容、公売保証金及び見積価額)

売却区分番号	令7-名護市1	見積価額	2,001,000 円
		公売保証金	210,000 円

公売財産の表示	<p>1 土地</p> <p>所 在 名護市字屋我墨屋原</p> <p>地 番 24番</p> <p>地 目 宅地</p> <p>地 積 397.00㎡</p> <p style="text-align: center;">以上、登記簿の表示による</p> <p>※国税徴収法第89条第3項の規定により、一括して公売に付す</p>
---------	---

公売財産の概要	<p>1 公法上の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域区分(非線引都市計画区域) ・用途地域(用途区域の指定なし) <p style="margin-left: 40px;">建ぺい率 : 60%</p> <p style="margin-left: 40px;">容 積 率 : 200%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国定公園区域(第2種特別地域) <p style="margin-left: 40px;">総面積の敷地面積に対する割合40%以下</p> <p style="margin-left: 40px;">高さ制限13m以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名護市まちづくり計画 <p style="margin-left: 40px;">高さ制限11m以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域内農用地区域外 <p>2 接道状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅員約10.0mの舗装県道に接面する。
---------	---

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告 別 紙 2

そ
の
他
公
売
条
件
等

- 1 公売財産の入札に係る買受の申込みをしようとする方（以下、「入札者」という。）は、公売参加申込期間に次の手続きを行う必要があります。
 - (1)インターネット公売システム上の公売参加申し込み手続き
 - (2)前項の参加条件を満たすことを確認するため、書面による陳述書等の関係書類の提出
- 2 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければすることができません。
- 3 公売保証金は、銀行振込等で納付してください。
- 4 一度提出した入札は引換、変更又は取消しをすることができません。
- 5 公売財産について、権利移転及び危険負担移転の時期は買受代金完納の時とします。

ただし、公売財産の買受人として一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない場合は、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。例えば、公売財産が農地等である場合、農業委員会等から権利移転の許可書または届出受理書が必要になります。

なお、買受代金納付後（農地等については、許可または届出の受理があったとき）に生じた財産の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。また市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うことになります。
- 6 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。
- 7 公売財産の権利の移転につき登録を要するものについては、買受人は、買受代金納付の際に登録免許税額に相当する印紙若しくは納付の領収証書（登録免許税法第23条）を提出してください。
- 8 買受人が買受代金を納付する時まで滞納税金完納の事実が証明されたとき又は買受代金納付後でも公売を取り消すべき理由があるときは、公売を取り消します。
- 9 買受代金を納付しないときは、公売保証金をお返しすることはできません。
- 10 最高価額での入札者が複数存在する場合は、その方々（追加入札該当者またはその代理人など。以下、「追加入札該当者など」といいます）のみによる追加の入札を行い、最高価申込者を決定します。これを追加入札といいます。追加入札においても、入札は一度のみ可能です。なお、追加入札は期日入札により行います。

追加入札該当者などへは、入札期間終了後、電子メールにて追加入札該当者であることおよび追加入札期間をお知らせします。

追加入札該当者などが追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。

共同入札者が追加入札該当者となった場合、代表者のログインIDでのみ追加入札が可能です。

追加入札に係る開札は、追加入札期間終了後、公売システム上において行います。
- 11 次順位買受申込制度があります。なお、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。

次順位による買受けの申込みは、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行いますので、次順位による買受けの申込みを希望する方は入札書にて希望の有無を示してください。なお、次順位買受申込者が2名以上いるときは、くじで決定します。
- 12 不動産の最高価申込者等については、国税徴収法第106条の2に基づく調査の嘱託を行います。売却決定の日時までに、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。
- 13 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。
- 14 地積等は公簿表示によります。
- 15 土地の境界については隣接所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- 16 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
- 17 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、市は、担保責任を負いません。
- 18 その他の事項については、名護市インターネット公売ガイドラインによります。

令和 7 年 8 月 22 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	宮里大南線（宮里区間）道路改良工事（その2）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市 宮里 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月27日
5	概要	道路改良工事 一式
6	入札日時	令和7年9月8日（月）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	43,560,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年8月29日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年9月3日（水）正午
14	質問に対する回答	令和7年9月3日（水）
15	指名通知日	令和7年9月2日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事B級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年9月8日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年8月29日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年9月2日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っている判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

令和 7 年 8 月 25 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	三原福地線道路改良工事（その4）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 三原 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月16日
5	概要	道路改良工事 一式
6	入札日時	令和7年9月9日（火）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	13,948,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年9月1日（月）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年9月4日（木）正午
14	質問に対する回答	令和7年9月4日（木）
15	指名通知日	令和7年9月3日（水）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事C級又はB級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和7年4月1日から令和7年9月9日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1級・2級土木施工管理技士、1級・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は土木一式工事C級業者に対し令和7年8月7日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。そのため、前回公告時に入札参加申請を行った、土木一式工事C級業者1社及び受注済みの業者並びに土木一式工事B級全業者を対象として再度公告する。本案件を受注しても土木一式工事B級の落札制限の対象としない。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年9月1日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年9月3日（水）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っている判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 69 号

令和 7 年 8 月 26 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	みらい3号館改修電気設備工事
2	工事の種類	電気工事
3	施工場所	名護市字 豊原 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	改修電気設備工事 一式
6	入札日時	令和7年9月18日（木）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	133,320,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年9月5日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年9月10日（水）正午
14	質問に対する回答	令和7年9月12日（金）
15	指名通知日	令和7年9月9日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の電気工事A級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和7年4月1日から令和7年9月18日の入札日までの間）に本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ **本案件は電気工事A級業者に対し令和7年7月25日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。改めて電気工事A級全業者（受注中含む）を対象として再度公告する。**

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年9月5日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年9月9日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

(様式7)

名護市公告第70号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づく名護農業振興地域整備計画を別冊のとおり一部変更したので、同法12条第1項の規定に基づき公告し、同法12条第2項の規定により次の場所において縦覧する。

令和7年8月28日

名護市長 渡具知 武豊



縦覧場所：名護市役所 農林水産部 農業政策課
名護市港一丁目1番1号

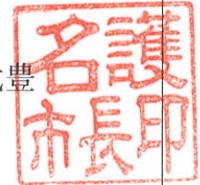
(様式7)

名護市公告第71号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づく名護農業振興地域整備計画を別冊のとおり一部変更したので、同法12条第1項の規定に基づき公告し、同法12条第2項の規定により次の場所において縦覧する。

令和7年8月28日

名護市長 渡具知 武豊



縦覧場所：名護市役所 農林水産部 農業政策課
名護市港一丁目1番1号

別紙（第7条関係）

名護市公告第 72 号

令和 7 年 9 月 1 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	21世紀の森公園テニスコートナイター照明施設改修工事（その1）
2	工事の種類	電気工事
3	施工場所	名護市 宮里 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月27日
5	概要	照明施設改修工事 一式
6	入札日時	令和7年9月25日（木）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	59,103,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年9月11日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年9月18日（木）正午
14	質問に対する回答	令和7年9月19日（金）
15	指名通知日	令和7年9月16日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の電気工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年9月25日の入札日までの間）に本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和7年8月1日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年9月11日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年9月16日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 73 号

令和 7 年 9 月 4 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	市道数久田15号線道路改良工事（その2）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 数久田 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	道路改良工事 一式
6	入札日時	令和7年9月30日（火）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年9月11日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年9月24日（水）正午
14	質問に対する回答	令和7年9月25日（木）
15	指名通知日	令和7年9月16日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和7年4月1日から令和7年9月30日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は土木一式工事A級業者に対し令和7年8月6日付け公告後、入札を行ったが再入札において入札参加業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。また、前回公告時より設計金額が変更になったため、改めて土木一式工事A級業者（受注中含む）を対象として再度公告する。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年9月11日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年9月16日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年 12 月 27 日沖縄県条例第 77 号）第 36 条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第 38 条の規定に基づき当該事後調査報告書を縦覧に供します。

令和 7 年 9 月 10 日

名 護 市

上記代表者

名護市長

渡具知

武豊



1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称：名護市
代表者の氏名：名護市長 渡具知 武豊
主たる事務所の所在地：沖縄県名護市港一丁目 1 番 1 号
2. 対象事業の名称：名護市新設廃棄物処理施設整備事業
3. 対象事業の種類：廃棄物処理施設の設置又は変更の事業
4. 対象事業の規模：処理能力：約 62t/日（31t/17h×2 炉）
5. 対象事業が実施されるべき区域：沖縄県名護市字安和地内
6. 事後調査の実施期間：令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日まで
7. 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

名護市庁舎	名護市港一丁目 1 番 1 号
名護市一般廃棄物処理施設	名護市字安和 1863 番地 13
安和公民館	名護市字安和 114- 3
本部町役場	本部町字東 5 番地

- (2) 縦覧期間 令和 7 年 9 月 11 日(木) から令和 7 年 10 月 10 日(金)
午前 9 時から午後 5 時まで(但し、土日祝祭日を除く)

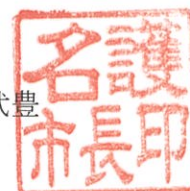
名護市公告第 75 号

令和 7 年 9 月 10 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	辺野古地区市道整備工事（R7）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 辺野古 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年1月30日
5	概要	道路整備工事 一式
6	入札日時	令和7年9月29日（月）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	15,235,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年9月18日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年9月24日（水）正午
14	質問に対する回答	令和7年9月24日（水）
15	指名通知日	令和7年9月22日（月）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事C級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年9月29日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技師、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年9月18日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年9月22日(月)に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面(任意)により、担当課まで提出してください。